事　務　連　絡
令和８年 10 月 20 日

医薬品等製造販売業者　殿
医薬品等製造業者　　殿

富山県厚生部薬事指導課長

薬事関係等手続きにおける登記事項証明書の添付省略の運用開始について

日頃より、薬事行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申しあげます。

さて、本県では、薬事関係等手続きについて、行政手続の利便性向上を図るため、デジタル庁が提供する「法人ベース・レジストリ」を利用し、登記事項証明書の添付省略の運用を開始します。

これにより、法令等において登記事項証明書の添付を求めている薬事関係等の手続について、本県が法人ベース・レジストリにより法人の登記情報を確認できる場合は、下記のとおり申請者による登記事項証明書の添付省略が可能となりますのでお知らせします。

記

１　登記事項証明書の添付省略が可能となる手続き

法令に基づき、本県（厚生センター及び支所、薬事指導課）に対し登記事項証明書の添付を求めている手続き

なお、ここでいう「法令」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び大麻草の栽培の規制に関する法律並びにこれらに基づく政令及び省令をいう。

２　登記事項証明書の添付を省略する場合の手続き

申請者が、申請書等の備考欄に、「登記事項証明書省略（法人番号)」と記載すること。

なお、「商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地」が申請書等の書面上確認できる場合は、法人番号の記載は任意とする。

３　運用開始日

令和８年 11 月１日

（事務担当）薬事係、指導第一係、指導第二係